

計量器検査手数料等一覧表

区分	金額 (1個又は1件につき)
1 計量器の定期検査手数料	
(1) 非自動はかり	
ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであってひょう量が1トン以下のもの	
(ア) ひょう量が100キログラム以下のもの	<u>1,500</u>
(イ) ひょう量が250キログラム以下のもの	<u>1,900</u>
(ウ) ひょう量が500キログラム以下のもの	<u>2,300</u>
(エ) ひょう量が500キログラムを超えるもの	<u>3,250</u>
イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	<u>260</u>
ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	
(ア) ひょう量が100キログラム以下のもの	<u>520</u>
(イ) ひょう量が250キログラム以下のもの	<u>940</u>
(ウ) ひょう量が500キログラム以下のもの	<u>1,600</u>
(エ) ひょう量が1トン以下のもの	<u>2,200</u>
(オ) ひょう量が2トン以下のもの	<u>3,850</u>
(カ) ひょう量が5トン以下のもの	<u>7,200</u>
(キ) ひょう量が10トン以下のもの	<u>11,200</u>
(ク) ひょう量が20トン以下のもの	<u>15,600</u>
(ケ) ひょう量が30トン以下のもの	<u>19,900</u>
(コ) ひょう量が40トン以下のもの	<u>22,500</u>
(サ) ひょう量が50トン以下のもの	<u>31,000</u>
(シ) ひょう量が50トンを超えるもの	<u>53,300</u>
(2) 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	10
(3) その他の計量器等	<u>400</u>
2 適正計量管理事業所の指定検査手数料	<u>7,700</u>
3 検査成績書交付手数料	<u>400</u>